

平成29年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務 (有人・無人航空レーザー測量)に関する基本協定(案)

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 浦山 洋一(以下「甲」という。)と、
〇〇〇〇社 〇〇社長〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、災害時等応急対策業務(有人・無人航空レーザー測量)の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の直轄管理区間、又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長(九州地方整備局長)等から出動要請があった場合は、甲の直轄管理区間以外(他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体)において発生した災害等応急対策業務に関し、これに必要な組織及び災害調査の能力等の確保を定め、もって、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

(実施内容)

第2条 甲は、直轄管理区間で災害が発生し必要と認めるときには、災害状況に応じて乙に出動を要請することができるものとする。
2 乙は、前項の要請があったときは、特段の理由がない限り、甲の指示により当該災害箇所における有人・無人航空レーザー測量を実施するものとする。
3 乙は、適切な対応ができるよう、的確な情報収集に努めるものとする。

(実施区間)

第3条 業務の実施区間は、遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とする。

(甲の管轄区間外での実施)

第4条 甲は、前条の規定にかかわらず、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長もしくは、災害支援本部長、応援対策本部長(九州地方整備局長)等から出動要請があった場合は、甲の直轄区間以外(他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体)について第2条第1項の要請をすることができる。
2 乙は、前項の要請への対応が可能と判断した場合には、甲の指示により応急対策業務を実施するものとする。

(出動の要請)

第5条 甲は、乙に対し直轄管理区間又は第3条の業務実施区間の具体的な災害状況に応じ、応急対策業務(有人・無人航空レーザー測量)のための出動を書面又は、電話等の方法により要請するものとする。

(訓練)

第6条 乙は、甲が主催または参加する防災訓練や操作訓練に、甲からの参加依頼があった場合には、参加するものとする。

(業務内容の指示)

第7条 業務の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する担当職員が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の実施)

- 第8条 乙は、第5条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し、応急対策の業務を実施するものとする。
- 2 乙の責任者は、出勤後遅滞なく有人・無人航空レーザー測量の成果品等を担当職員に書面により提出するものとする。

(乙の業務)

- 第9条 乙は、業務の履行にあたっては、業務の意図及び目的を十分に理解し、最高の技術を発揮するように努めなければならない。
- 2 業務の実施にあたっては、諸法規を遵守し作業の安全と円滑を図るとともに、担当職員と密接な連絡をとり業務を遂行しなければならない。

(機密の厳守)

- 第10条 乙は、業務に関する全ての事項について、機密を厳守し、他にもらしたり転用したりしてはならない。

(契約の締結)

- 第11条 応急対策業務（有人・無人航空レーザー測量）について、甲から出動要請があった場合には、速やかに調査業務等請負契約書を締結するものとする。

(地権者の了解)

- 第12条 本業務遂行のため民地等に立入る場合は、予め関係者の了解を求め所有者の承認を受け、乙の責任において処理し将来に禍根を残してはならない。

(有効期限)

- 第13条 この協定の有効期限は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。
- ただし、協定発行時に乙が有していた一般競争参加資格を失効した場合は、失効した日をもって協定を無効とする。

(その他)

- 第14条 この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証しとして、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年 3月27日

- 甲 福岡県直方市溝堀1丁目1番1号
国土交通省九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 浦山 洋一
- 乙 福岡県福岡市〇〇区〇〇 〇-〇〇
〇〇〇株式会社 〇〇社長 〇〇 〇〇